

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

(短期退職時の手数料の取り扱い)

第8条 当社の紹介により採用した者が、本人の都合による退職又は本人の責めに帰すべき事由により短期退職した場合、受領した紹介手数料について次に定める金額を求人者に返還するものとする。

- (1) 1ヶ月未満で退職した場合 : 紹介手数料(消費税別)の70%
- (2) 2ヶ月未満で退職した場合 : 紹介手数料(消費税別)の50%
- (3) 3ヶ月未満で退職した場合 : 紹介手数料(消費税別)の25%

※求人者の都合により、短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする。

返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別途定める場合があります。